

私の視点

siten@asahi.com

団体役員

なかぞの
ひでき
中園 秀喜



◆宿泊施設

聴覚障害者の利用にも配慮を

私は聴覚障害者です。

最近、高齢者や障害者に配慮した客室を用意するホテル・旅館が増えている。

昨年、バリアフリー新法が成立し、高齢者障害者移動円滑化促進法施行令で、ホテルや旅館に対し、「客室が50以上の場合には、車いす使用者が円滑に利用できる客室を一つ以上設けなければならぬ」と規定された影響が大きい。

障害者の範囲には聴覚障害者も含まれるが、配慮を

しているホテル・旅館は少ない。聴覚障害者は、いつたん客室に入るとお手上げだ。ドアのチャイムやテレビの音声情報もわからぬ。非常ベルの音や館内アナウンスも聞こえず、火災などで命を落としかねない危険もある。

聞こえる人は、テレビの音声を消してみることで聴覚障害者の不便さの一部を体験できる。情報が入らないと生活上、さまざまな不便、不安を感じるはずだ。

このが、施行令には聴覚障害者のことは一行も書かれていません。施設側に聴覚障害者への配慮をお願いするなどに記載していることは用意するが、そうではないものはやりたがらない風潮がある。

法律は障害の相違に関係なく、公平に配慮しなければならないはずだ。今回の施行令は、配慮の必要性を歩行障害に限定したことによって、逆に聴覚障害者へ

に細かく分け、バリアフリ化を法律で義務づけていただきたい。なお、聴覚障害者の場合は基本的には客室などに特別な変更を加える必要はない。火災警報機に連動した電光文字表示機などのキットを用意し、必要な費用で貸し出せばよい。ちなみに、階段をスロープ化すると1カ所につき1千万円以上の費用がかかることになるが、施行令には聴覚障害者関係は数万円の費用で済む。

政治家も経営者も年を取れば、目、耳、足などに不便を感じるはずだ。高齢者や障害者に配慮した設計・デザインは、他ならぬ自分たちの問題でもあるという意識を持ち、バリアフリー化を推進することが肝心だと思う。聴覚障害者の立場を一刻も早く政策の中に盛り込んでいただきたい。

妨げている面がある。施設側や国家にとっても経済的な損失ではないか。米国の「障害を持つ米国民法」は、「聴覚障害者は光、音増幅、振動、文字で知らせなければならない」と規定し、事前に申請があれば、ホテル側の責任で聴覚障害者用のキットを貸し出している。違反すれば裁判にかけられる。これくらいの厳しさはあってよいと思う。

朝日新聞 2007年(平成19年)9月20日(木)

聴覚障がいは『見えない障がい』です。不便なこと、改善してほしいことなどを行政、議会、施設、交通機関などに要望していただければ嬉しいです。「動かないと何も変わらない」のです。詳しくは下記にお問い合わせください。

【情報提供】ベターコミュニケーション研究会、聴覚障がいに関わる総合情報誌「いくお~る」編集部
URL: http://www.bcs33.com E-mail: equal@bcs33.com FAX: 03-3382-6565